

# 北信越地区高等学校野球連盟

I. 規 約

II. 細 則

III. 申し合わせ事項

平成26年1月31日 一部改正

# I. 北信越地区高等学校野球連盟規約

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟は北信越地区高等学校野球連盟と称する。  
第2条 本連盟の事務局は日本高等学校野球連盟理事を選出した高等学校野球連盟におく。

## 第2章 目的

- 第3条 本連盟は北信越地区内の高等学校野球の健全な発展と育成にあたりるとともに相互の親睦を図るものとする。

## 第3章 組織

- 第4条 本連盟は福井、石川、富山、長野、新潟の各県高等学校野球連盟をもって組織する。

## 第4章 事業

- 第5条 本連盟は第3条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 北信越地区高等学校野球大会の開催
  2. 日本高等学校野球連盟との連絡調整
  3. 北信越地区内の高等学校野球連盟相互の連絡
  4. その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

## 第5章 役員

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 4名
  3. 理事長 1名
  4. 理事 4名
  5. 監事 2名
- 第7条 本連盟に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、本連盟の会議に出席して意見を述べることができる。
- 第8条 会長は第2条の事務局のある高等学校野球連盟の会長があたり、副会長はそれ以外の連盟の会長があたる。会長は本連盟を代表し、本連盟を統轄する。副会長は会長を補佐する。
- 第9条 理事長は第2条の事務局のある高等学校野球連盟の理事長があたり、理事はそれ以外の連盟の理事長があたる。理事長は本連盟の一般事務を処理する。理事は理事長の職務を補佐する。
- 第10条 監事は会長が委嘱し、本連盟の会計を監査する。
- 第11条 役員任期は2年とする。但し重任は妨げない。補充役員任期は前任者の残余期間とする。

## 第6章 会議

- 第12条 本連盟の最高の決議機関は役員会とし、第6条役員中の1より4までの10名をもって構成する。
- 第13条 定例役員会は春、秋2回の北信越地区高等学校野球大会開催期間中に開催する。
- 第14条 役員会は過半数の出席によって成立し、代理の出席も認める。会議には書記を加えることができる。なお、会長が必要と認めるときは臨時の役員会を開催することができる。

## 第7章 経理

- 第15条 本連盟の経理は会費並びに寄付金をもってこれに充てる。
- 第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 附 則

- 第17条 本規約は役員会の決議によらなければ改正することができない。
- 第18条 本連盟は役員会全員の同意がなければ解散することができない。
- 第19条 本連盟は規約の施行にあたり、必要な事項は専務理事・理事長会議の決議を得て別に細則を定めることができる。
- 第20条 本規約は昭和57年6月5日より施行する。

### 表彰及び弔意に関する規定

連盟規約第19条により表彰及び弔意に関し下のとおり規定する。

1. 表 彰 北信越各県高等学校野球連盟の役員で北信越地区高等学校野球大会の運営と発展に大きく貢献した者には役員会で審議の上、毎年春、秋の北信越地区高等学校野球大会の開会式又は役員会において表彰することができる。
2. 弔 意 連盟役員の弔意については次のとおりとする。

本人の場合	花輪及び香料3万円
家族の場合	香料1万円

但し、家族とは一親等及び配偶者のみ

平成26年 1月31日 改正

## Ⅱ. 北信越地区高等学校野球連盟細則

昭和57年10月 9日  
昭和60年 6月 1日 改正  
平成 5年 2月15日 改正  
平成 8年 2月23日 改正  
平成12年 2月15日 改正  
平成12年10月 6日 改正  
平成18年 6月 3日 改正  
平成20年10月11日 改正  
平成23年 6月 4日 改正  
平成26年 1月31日 改正

1. 名 称 第 回北信越地区高等学校野球大会（平成 年度 季）
2. 期 日 春季：4日間とし、準決勝と決勝は別日に行う。雨天順延は一日のみとし、その後については主管県と各県連盟とが協議をして決定する。  
秋季：4日間または5日間とし、準決勝と決勝は別日に行う。雨天順延は、延期があまりにもものびた場合に主管県が各県連盟と協議して、日程および会場の変更も行う。
3. 会 場 春季：1会場、2会場のどちらでも良いが、1会場の場合は開会式の前日開催を認める。  
秋季：2会場または3会場とし、開会式の前日開催を認める。
4. 主 催 北信越地区高等学校野球連盟
5. 主 管 開催県の野球連盟とし、大会長は開催県の連盟会長、大会副会長は他の4県の連盟会長があたる。
6. 後 援 各県の事情によりそれぞれ自主的に任せられる。
7. 参 加 校 春季：開催県4校、他県2校 計12校  
秋季：開催県4校、他県3校 計16校
8. 使 用 球 北信越地区高等学校野球連盟で採用している使用球
9. 入 場 料 一般 500円、小中高生については主管県高校野球連盟に一任
10. 参加申込 北信越地区高等学校野球連盟統一の申込用紙に下記の氏名を明記して所定の期日までに申し込むこと。  
責任教師 1名、監督 1名、記録員 1名、選手 18名 計21名
11. 組合せ抽選 大会開催5日ほど前に主管県において公正に代理抽選を行う。ただし、秋季大会は各県理事長による直接抽選とする。結果は速やかに出場校、各県連盟、報道機関に通知する。なお抽選方法としては次の原則を守る。
- (1) 開催県のチームどうしは準決勝まで合わないものとする。
  - (2) 同一県第1位と第2位チームとは決勝まで合わないものとする。
  - (3) 不戦勝チームについては前年度大会を開催した県以外の4県の第1位チームをあてる。
  - (4) 開催県第1位チームと他県第1位チームとは1・2回戦で対戦させない。
  - (5) 各県連盟は出場校を主管県に報告するとき第1位校を同時に申し出る。第1位校が決定できないときは、不戦勝チームは主管県に一任する。

開催県予定一覧

	平成	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
硬式部	春季	新潟	福井	石川	富山	長野	福井	新潟	石川
	秋季	長野	新潟	福井	石川	富山	長野	福井	新潟
軟式部	春季	長野	新潟	富山	長野	新潟	富山	長野	新潟
	選手権	富山	長野	新潟	富山	長野	新潟	富山	長野

12. 公式練習 大会前日に1回戦を行う球場において他県チームを優先して球場練習を行う。主管県は組み合わせ抽選が終了後、速やかに練習時間割り当てを決定し、出場校に通知する。なお、割り当てをするに当たり、近県は午前中、遠い県は午後になるように配慮する。
13. 試合日程 試合開始の時間については主管県に一任されるが、もし雨天等で決勝戦の一試合のみを残した場合は午前中にて試合を終了し、その日のうちにチームが帰宅できるようにする。なお、次の点も配慮する。  
 春季：延長・日没等で試合消化が困難となった場合は変則ダブルヘッターの試合も認める。  
 秋季：主管県以外の県の1回戦については試合の時間帯が重ならないようにする。
14. 試合規定
- ・コールドゲームについて  
 点差によるコールドゲームは5回以降10点、7回以降7点とする。ただし、決勝戦は適用しない。降雨・日没によるコールドゲームは7回以降適用する。
  - ・延長戦について  
 春季：選手の健康管理を考え、9回打ち切り引き分けとし、1死満塁からのタイブレーク方式を適用する。ただし、決勝戦の延長戦は15回打ち切りとし、両校を優勝とする。  
 秋季：延長戦は15回打ち切りとし、後日改めて再試合を行う。
15. 応援 ブラスバンド以外の鳴り物は禁ずる。ただし、笛及び太鼓は各1個許可する。なお、ブラスバンドは試合前と自チームの攻撃の時に演奏し、相手チームの攻撃の時は自粛する。
16. 審判委員
- (1) 春・秋季大会とも主管県以外の県は、それぞれ2名を派遣する。派遣された審判委員は球審を中心として出場するので、その人選については十分配慮すること。
  - (2) 審判委員は大会期間中滞在すること。
  - (3) 審判委員の経費については、宿泊費のみ主管県で負担する。旅費等の諸経費は各県連盟の負担とする。
  - (4) 審判委員打合せ会は大会前日に行う。
17. 出場校経費 出場校の旅費・宿泊費は出場校の負担とし、宿舎については主管県が指定する。なお、宿泊費は同一金額とする。
18. 代表者会議 大会前日に全出場校の責任教師及び主将が出席して行う。
19. 報告事項 各県は次の事項を主管県に報告する。
- (1) 参加する連盟役員（5～7名）と派遣審判委員の氏名
  - (2) 県大会の準々決勝以降の戦績（トーナメント表にスコアのみ記入）

20. 開 会 式 (1) 優勝旗・優勝杯返還  
 前回優勝校が出場権を失った場合は、主管県が旅費（宿泊費）を負担し、責任教師、主将、副主将を開会式に参加させ、返還させる。  
 (2) 選手宣誓 主管県の出場校の中から代表を選んで行う。  
 (3) 各県の優勝校は県大会の優勝旗を先頭に入場行進する。
21. 賞 典 優勝・準優勝校 賞状・トロフィー・楯・メダル等  
 3位校 賞状
22. 招 待 券 主管県は各出場校に20枚、各県連盟に10枚支給する。
23. 記 念 品 主管県は実状に応じて選手及び役員に記念品を用意する。
24. 懇 親 会 大会前日に各県連盟参加役員及び審判委員にて開催する。各県連盟は参加役員および派遣審判委員の会費7,000円を負担する。
25. 役 員 会 会長・理事長会議  
 春季・秋季とも大会第1日目の試合終了後に、主管県の主催で開催する。  
 春季については、各県は会費20,000円を負担する。  
 議題は事前に主管県に提出する。
26. 明 治 神 宮 北信越地区からの参加出場校はその年の秋季大会の優勝校とする。  
 野 球 大 会 代表チームには、各県連盟より20,000円ずつの激励金を授与する。
27. 地 区 審 判 講習会 その年の秋季大会を主管する県にて開催する。  
 (1) 参加審判委員の旅費・宿泊費等は各県連盟の負担とする。  
 参加人員数は他県5名（うち1名は補助講師）、主管県20名程度とする。  
 (2) 講師招聘等その他の費用は主管県が負担する。  
 (3) 審判委員長・理事長連絡協議会  
 講習会第1日目終了後、主管県の主催で各県の意見交換の場として開催する。  
 参加者は各県代表審判委員（審判長クラス）と各県理事長とし、経費は主管県が負担する。ただし、参加審判委員の旅費、宿泊費等は各連盟が負担する。報告は後日、書面にて行う。
28. 地 区 理 事 北信越地区より選出する日本高等学校野球連盟の理事及び軟式部委員については次の表の順とする。
- | 年 度 | H21・22 | 23・24 | 25・26 | 27・28 | 29・30 | 31・32 | 33・34 | 35・36 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 理 事 | 石 川    | 新 潟   | 富 山   | 福 井   | 長 野   | 石 川   | 富 山   | 新 潟   |
| 軟式部 | 新 潟    | 富 山   | 福 井   | 長 野   | 富 山   | 福 井   | 長 野   | 新 潟   |
29. 監 事 規約第10条の監事については地区理事を選出する県の連盟役員の中からあてる。
30. 会 費 規約第15条の会費については必要と認められたとき徴収する。
31. 役 員 表 彰 役員表彰に伴う経費は被表彰者の出身連盟の負担とする。
32. 理 事 長 会 議 北信越地区高等学校野球連盟事務連絡会議とし、2月上旬にその年度の秋季大会を主管した県において開催する。なお、臨時理事長会議を開催する場合は、北信越地区の審判技術伝達講習会、抽選会などの際に行うこととする。

### Ⅲ. 北信越地区高等学校野球連盟申し合わせ事項

#### 1. 県外試合承認手続きについて

北信越5県の間の練習試合については書類手続きを省略する。但し、招待試合、有料試合については正規の書類手続きとする。

#### 2. 大会要項について

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) シートノック   | 登録選手18名までで行い、補助員は5名まで認める。但し、補助員はノックを受けないこと。また、ノック中相手チームはグラウンド内へ出ないこと。 |
| (2) ノッカー     | 監督・責任教師以外の人が行うときは大会本部に届け出る。 <u>また、ノッカーの服装は自校のユニフォームとする。</u>           |
| (3) グラウンド整備  | 試合前後と必要に応じて5回終了時に行う。なお、選手にはさせず、主管県は補助員を準備する。                          |
| (4) 第三打者の素振り | グラウンド内では禁止する。   |
| (5) メガホンの使用  | 監督・責任教師に限り認める。  |
| (6) 記録員の服装   | 自校のユニフォーム、制服、トレーニングウェアのいずれかを着用する。                                     |

#### 3. 大会期間中の選手の輸送について

参加出場校が準備をする。

#### 4. 審判委員について

##### (1) 派遣審判委員

春季大会：春季県大会で準決勝・決勝の球審を務めた者2名か、あるいはその中から1名とそれに準ずる者1名とする。

秋季大会：秋季県大会で準決勝・決勝の球審を務めた者2名とする。

以上を原則とする。

##### (2) 派遣期間

派遣期間は両大会において、審判委員打合せ会議（大会前日）より大会最終日までとする。

##### (3) 人数

春季大会：主管県12名+ $\alpha$ （ $\alpha$ は2～3名）、他県2名とする。

秋季大会：主管県24名+ $\alpha$ （ $\alpha$ は2～3名）、他県2名とする。

##### (4) 割り当て

春季大会：全試合において当該県以外の審判委員を球審に割り当てる。

主管県以外の審判委員を大会中一度は球審に割り当てる。

同一人に一日1試合までとする。

秋季大会：1・2回戦の試合は当該県以外の審判委員を球審に割り当てる。

準決勝・決勝の試合は全員当該県以外の審判委員を割り当てる。

主管県以外の審判委員を大会中一度は球審に割り当てる。

同一人に一日1試合までとする。

#### 5. 北信越地区大会の放映権について

(1) 実況中継については、主管県が窓口となり、北信越5県の承認を得ること。

(2) 協力金をいただく。（金額は主管県に一任）

(3) ラジオ放送は制限しない。

6. 理事長会議について

秋季大会主管県で開催し、経費は各県連盟が負担する。（領収書発行のこと）  
なお、北信越地区の審判技術伝達講習会、抽選会などの際に臨時の理事長会議を開催することができる。

7. 北信越地区審判講習会について

派遣旅費は、交通費（特急料金を含む）＋宿泊費＋日当（2,000円）とする。  
なお、宿泊費については案内に明記する。

8. 会長・理事長会議の進め方について

- (1) 議長は主管県の会長とする。
- (2) 進行は主管県の理事長とする。
- (3) 書記は主管県の副理事長または事務局長とし、決定事項は後日各県連盟事務局に送付する。

9. 各県連盟は新年度の事業計画（予定）表、役員・加盟校一覧表を他の県連盟事務局に送付すること。

平成12年 2月15日 改正  
平成18年 6月 3日 改正  
平成23年 6月 4日 改正  
平成26年 1月31日 改正